

合 議 局 號 及 受 送 月 日									主 管 局 號 及 付 日 月								
第 一 號	第 二 號	第 三 號	第 四 號	第 五 號	第 六 號	第 七 號	第 八 號	第 九 號	第 一 號	第 二 號	第 三 號	第 四 號	第 五 號	第 六 號	第 七 號	第 八 號	第 九 號
送受	送受	送受	送受	送受	送受	送受	送受	送受	送受	送受	送受	送受	送受	送受	送受	送受	送受
月	月	月	月	月	月	月	月	月	月	月	月	月	月	月	月	月	月
日	日	日	日	日	日	日	日	日	日	日	日	日	日	日	日	日	日
<p>在米國桑港大河原法律事務所ヨリ當省 大臣宛別紙寫ノ通申來候ニ付調査候處 別紙乙號寫ノ通り福井縣知事ヨリ回答有</p>									<p>年 月 日</p> <p>警 務 局 長</p> <p>免</p>								
<p>外務省歐米局長宛通牒案</p>									<p>警 務 課 長</p> <p>署</p>								
<p>警 保 局 長</p>									<p>主任</p>								
<p>大正十二年二月十二日</p>									<p>局 送</p>								

丙

決 行 日 施 行 月 日

起 案 大正十二年二月十二日 局 送 月 日

警務課長

警保局長

警務課長

外務省歐米局長宛通牒案

警保局長

免

内務省

第 第  
號 號  
送 送  
月 月  
日 日

之候ニ付テハ右一件書類ニ記載ノ事實在  
桑港帝國領事館ヲ通シテ該事務所へ  
御申傳方御取計相煩度候

大分 添付 呈 送  
大分 添付 呈 送  
福井 添付 呈 送  
福井 添付 呈 送  
大分 添付 呈 送  
福井 添付 呈 送  
大分 添付 呈 送  
福井 添付 呈 送

保刑秘乙第 四 號

大正 十 二 年 一 月 三 十 二 日

福井縣知事白男川讓介

内務省警保局長後藤文夫殿

回 答

本月十三日附送言並役乙第 二 三 號ヲ以テ御照會ノ  
件ヲ承本件ハ左記ノ通りニシテ回答ノ限  
リニアラルモト認メ留置シ各次第ニ付之矣  
此段及回答書也  
左 記

12.1. 1923  
#22



案に依りて... (Faded handwritten text, likely a record or report)

大正十一年四月一日 水波警部補

大正十一年四月一日 起業 主任 水波警部補

課員

別紙大河原辨護士ヨリ、告訴  
 三 方署長ニ 送案

保刑秘甲第五號  
 大正十一年四月四日

課長名

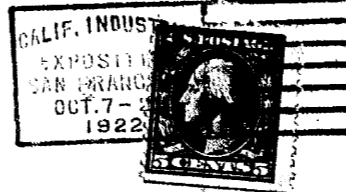
9

福井縣警察部

内務省

64-2

DELIVERED IN 6 DAYS. RETURN TO  
OM OKAWARA  
HEARST BUILDING  
SAN FRANCISCO, CALIF.  
大河原法律事務所



東京内務省  
水野内務大臣殿

TOKYO, JAPAN,

警務局

47-1<sup>11</sup>

在中物なし

裏面白紙

告訴狀回送ノ件

別紙加洲ハート、ヒルゲン在任大河  
原辨護士ヨリ貴署下河原市丸木庄  
三郎ニ對スル告訴狀回送候條可然  
御措置相成度依命此般及通牒候也

供覽

本件ハ祀派事變ヲ認メ難キノミナラス  
明人の私積ニ付回答ノ限リニテラスト認メス

方親弟 古玉柳

古玉柳 古玉柳

古玉柳 古玉柳

保安課長殿

北河原鎮 同ニル件

四月四日付保和組申付五郷ヲ以テ向道送  
相成候事ハ在任下級考以首ノ等ニ對スル不  
正行為取調方願出、件右以新十又ハ此處  
トシテ爰理ハベキモノニテラスト認メ、セリシ者  
為申渡務者ノ殿別紙送者報知ノ道ノ事  
テ夫亦首等ニ不取知有テ、ト認メ難ク候

福平系三行警察署

内務省

六

願者及返成り也  
進テ本件ニ関シテハ所原界ト後ト申リ曰文  
ハ五テ格事ナリトハ係初級ノ指揮ニ係  
リ内係報出端ノ少ナクハ事ナリ

大正十一年四月廿三

福井県警署 警務課

此由更なる長  
係報出端ノ少ナクハ事ナリ

詐欺者發見ノ物ナリ件内係報出端  
大正十一年三月廿三日  
下命ノ係人下坂友及命等ニ係リ  
係報出端ノ少ナクハ事ナリ  
係報出端ノ少ナクハ事ナリ  
係報出端ノ少ナクハ事ナリ

福井県警署 警務課





吉吉多ノ借財ハ利ノ利ヲ是ノ最ノ字ヤ約二千日トナリ  
 其利ヲ借ツコト苦心ニ思ヒテ啼シク同ノ心トシテ大正九年春  
 年ノ秋 祝儀金積リ致シ其者ヲ借入ルニ列座  
 ノ祝儀金之ニ同義ニシテ右ノ負債ノ丸木店金積  
 二倍ナリ

一 祝儀金積リ多クシテ其ノ再お吉吉烟丸在リノ借財ニ吉  
 木店金積リ止山ニ吉池田増者各増者其者之ニ等ナリしか  
 之者其者店ノ席ニ故シ丸木店金積リ申シテ其者  
 二五五比額ノ父ノ借財ヲ要スル者ナリ借財ノキナリ故ニ  
 之が返却ヲ為スル中増者下坂中水ノ兄弟ノ人ノ吉  
 造者其者山岩権者及以高野等ニシテ其中何ノ一ニシテ  
 後金ヲ借入ルルコトノ義後右ノ誤シカ故ニ列  
 目録ニ記スルコトノ義後右ノ誤シカ故ニ列

六

席ノ祝儀金積リ之ノ同義ニシテ其者由リ祝儀  
 シテ其者面ニ右祝儀金積リ其者由リ祝儀  
 シテ其者面ニ右祝儀金積リ其者由リ祝儀  
 執ナリ

一 而シテ丸木店金積リ其者由リ祝儀金積リ其者由リ祝儀  
 方ニ多クシテ其者由リ祝儀金積リ其者由リ祝儀  
 ト、其者由リ祝儀金積リ其者由リ祝儀  
 ヲ入ル、其者由リ祝儀金積リ其者由リ祝儀  
 及及地ニ其者由リ祝儀金積リ其者由リ祝儀  
 後金積リ其者由リ祝儀金積リ其者由リ祝儀  
 之先後其者由リ祝儀金積リ其者由リ祝儀  
 在リノ其者由リ祝儀金積リ其者由リ祝儀  
 吉造ニ其者由リ祝儀金積リ其者由リ祝儀



三月月乃否し五百円位に心算に於て格別セトノ  
 目的に之を二月月、借財ナリカ爲メニ右等に在るに  
 依て之を多分、此の如く要買、上格置、おすべしハ  
 金より及ぶ事、おすべし、此の如し  
 一、強人、各面中、此の吉野等に在る、下坂、及此、飯、及伊  
 藤、等、仲、等、此、新、漢、之、者、今、ト、件、に、此、に、之  
 が、内、使、え、之、平、尚、懸、之、際、之、何、等、お、り、お、ト  
 認、ら、せ、ら、れ、之、  
 一、石、一、要、え、丸、木、店、三、郎、及、下、坂、吉、生、等、の、お、  
 記、の、如、く、渡、来、中、之、に、洋、紙、の、内、使、お、可、能、に  
 有、之、

方規 六三  
 十一 四 五

保刑花甲第五號  
 大正十一年四月四日

保安課長

三方警察署長殿

別紙加註  
 告知狀回送  
 河原部  
 御措置  
 也

告知狀回送、此の件、在、性、大、  
 河原部、此の件、在、性、大、  
 御措置、此の件、在、性、大、  
 也、此の件、在、性、大、

三井物産株式會社

内務省

福井縣警察部長殿

大河原法律事務所

福井縣警察部

拝啓、陳者福井縣三方郡耳村河原市五三ノ下坂  
 吉告(現在系港に居住)より同人所有の宅地(同村所在  
 が本人の知、なる間に同村丸木庄三郎ある者の手に  
 買格二千円にて共同きぬえに秘密賣却されたる事  
 なるを以て詳細有りき自当事務所に依頼ありし所  
 り、就ては当事務所に於て依頼者本人達より  
 知致し、諸事度たに引、世人に  
 一、賣買期日は大る九年十二月廿日  
 二、買主は吉岡きぬえ、連署証人吉岡きぬえの  
 三、契約書の名称は下坂吉告、下坂吉告及び丸  
 木庄三郎の各名とす  
 四、該宅地は耳村河原市五三ノ下坂三番地、宅地四  
 十九坪、木造、二階建、本家棟、  
 五、本宅地該敷地内に使用されたるものは、  
 棟、其他

大正 年 月 日  
 ▲御封書、個人名義にて、郵送可なり。適合可なり。係三付添、大河原法律事務所 Kawahara Law Office、三付添、大河原法律事務所、大河原法律事務所、大河原法律事務所



▲御封筒へ個人名義にて、御返事送引ノ御台可有ニ候ニ付、必ず大河原法律事務所 OSAYAMA LAW OFFICE 宛て、御返出請下候上ニ候

大正  
年  
月  
日  
下坂 吉吉 殿  
下坂 吉吉 殿

右ノ通り  
現任所  
丸木 三三  
御台可有ニ候ニ付、必ず大河原法律事務所 OSAYAMA LAW OFFICE 宛て、御返出請下候上ニ候

件

大 河 原 法 律 事 務 所  
加州登録バー・ス・ト・ル・ネ・ン・ダ (電話番号一三三二七)

[Faint handwritten text, likely a letter or document body]



合 議 局 號 及 受 送 月								主 管 局 號 及 付 月	
第 一 號	第 二 號	第 三 號	第 四 號	第 五 號	第 六 號	第 七 號	第 八 號	第 一 號	第 二 號
送 受	送 受	送 受	送 受	送 受	送 受	送 受	送 受	送 受	送 受
月 月	月 月	月 月	月 月	月 月	月 月	月 月	月 月	月 月	月 月
日 日	日 日	日 日	日 日	日 日	日 日	日 日	日 日	日 日	日 日
<p>在米國桑港大河原法律事務所ヨリ當省 大臣宛別紙ノ通り申來候處書中貴縣</p>								<p>起 案 大正十二年一月十二日 局長 主任</p>	
<p>福井縣知事宛照會案</p>								<p>局長 警務課長</p>	
<p>年 月 日</p>								<p>局長</p>	

内 務 省

Handwritten Japanese text, likely a memorandum or report, covering the right page of the document. The text is dense and written in cursive style.



IF NOT DELIVERED IN 5 DAYS, RETURN TO

TOM OKAWARA  
HEARST BUILDING  
SAN FRANCISCO, CALIF.  
大河原法律事務所

警察部長殿  
取展

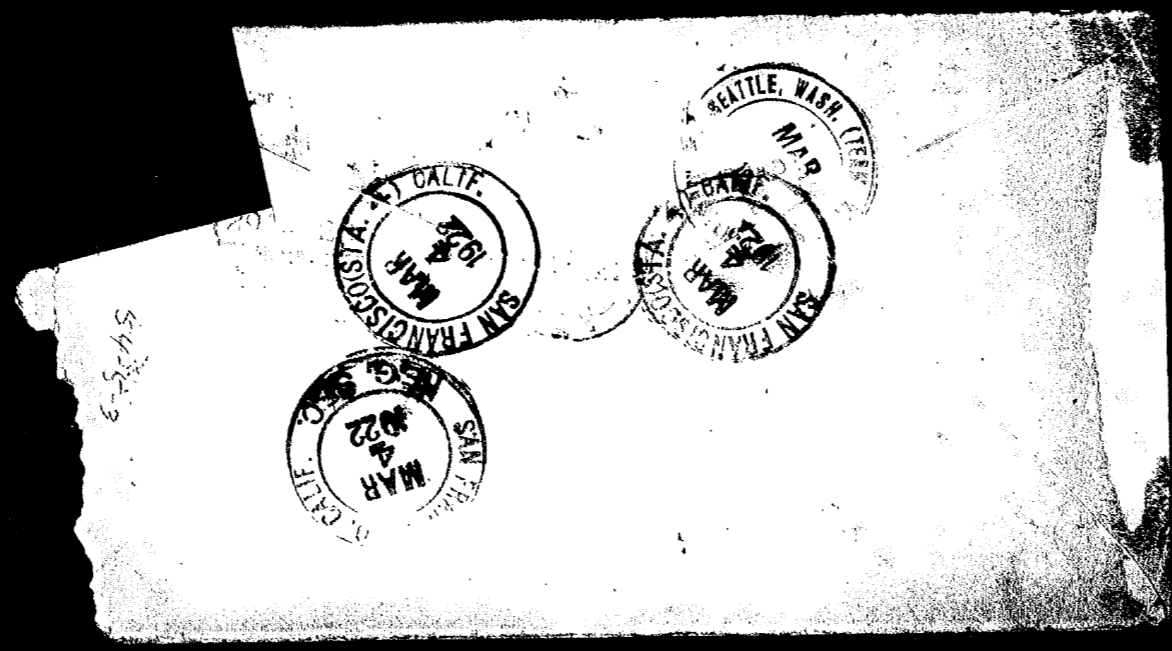
福井縣

YOKOHAMA,  
JAPAN.

REGISTERED  
NO. 104890

54-5-2

在中物なし



大河原法律事務所

OKAWARA LAW OFFICE

316 HEARST BLDG.

SAN FRANCISCO, CALIF.

54-5-6

在  
中  
物  
な  
し

裏  
面  
白  
紙

第 第  
號 號  
送 送  
月 月  
日 日

警察部長及警察署長へ取調方依頼  
云々ノ記載有之當時ニ於ケル御取扱  
御回示煩度候  
追別紙ハ御回答ノ節御返送相成度矣

大正十二年二月十五日  
警務局長  
丁吉

栃木縣知事宛回答案  
宛 局 長

火災統計ニ関スル件回答  
本件ニ関シ客月二十四日付保發第五五八號ヲ

一  
二

内務省